

「NO!監視」ニュース

第二十七号

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦・田島泰彦
福島 至・村井敏邦

連絡先 〒164-0001 東京都中野区中野 5-32-11-504
Tel 03-5380-2931 Fax 020-4665-3089

住基ネットを利用した「税・社会保障共通番号制度」導入反対

◆菅首相は10月1日の所信表明演説で、「社会保障の基盤となる番号制度をどう整備するか決める必要もあります」と述べ、「番号制度」【税・社会保障共通番号制度】を導入する姿勢をあらためて示しました。国民を番号によって総管理し総監視するシステムといえるこの「共通番号制度」の基本骨格が、いよいよ年内にも決定されようとしています。これを許さない声をただちにあげましょう。◆本号では、「共通番号」特集として、監視社会研究会でおこなわれた水永誠二さん（弁護士）「1頁」と池川明さん（神奈川県保険医協会理事長）「5頁」の二つの報告を掲載しました。

第14回監視社会研究会（通算第32回研究会）2010年9月10日

社会保障・税に関わる番号制度の『中間取りまとめ』について

水永誠二さん（弁護士）

9月10日の監視社会研究会では、水永誠二弁護士に、民主党政権の「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」が発表した『中間取りまとめ』（6月29日付）―国民に広く意見を求めるための原案―について報告していただきました。

住基ネット差止訴訟全国弁護士事務局の一人として活躍してこられた水永さんは、今年の第53回日弁連人権擁護大会のプライベートセッションに関するシンポジウム分科会事務局も務めており、その準備のために今春、ドイツ・

オーストリアの「番号制度」を視察してこられました。水永さんはこれらの経験にもとづいて、「税・社会保障共通番号制度」計画が住基ネット以上に国民のプライバシーを丸裸にするシステムであることを指摘しました。

年内にも「共通番号制度」計画を策定

異例なことに、この『中間取りまとめ』は、文章化されず、単なる図表という形式で発表されました。水永さんは、この『中間取りまとめ』は「いままで各行政部局で検討してき

た『IT化構想』を並べただけ」のものであり、「今後政府内のどの部局が主導して『共通番号制度』についてまとめるかも決まっていない」こと、にもかかわらず、年内に「共通番号制度」計画をまとめることだけは決まっており、来年の通常国会にも強引に法案が提出される可能性があることを明らかにしました。そして、『中間取りまとめ』で示された4つの論点の「選択肢」について説明しました。

第一に番号の「利用範囲」についてですが、①「税務分野」②「税務分野と社会保障分野」③「幅広い行政分野」の3案が並べられているだけです。これは、まずできるところから導入するということを示しています。

第二に「番号に何をを使うか」として、①「基礎年金番号」②「住民票コード」③『「住民票コード」と対応させた新たな番号』の3案があげられています。前二者は「納税者番号として商取引相手などに見せることは望ましくない」と註釈がなされ、③『「住民票コード」と対応させた新たな番号』へ誘

導するものになっています。

第三に「情報管理」として、①「一元管理方式」②「分散管理方式」の2案が提示され、後者の「分散管理方式」の方が安全であると誘導しています。

最後に「プライバシー保護の徹底」をどうするかについては、『「国家管理」への懸念』『「不正行為」のリスク』などへの対応策として、「自己情報へのアクセス記録」を確認できる仕組み、



産経新聞 2010年10月15日付

「第三者機関」の設置、「住民票コード」の活用を含めた本人確認のための「ICカード」の導入などが提案されています。しかし、「国家管理」は、客観的な「リスク」であるにもかかわらず、あえて「懸念」でしかないといわれています。また、「自己情報へのアクセス記録」をとることは、新たな個人情報の一覧表を作成ことになる危険性が発生するばかりか、アクセス記録を見るだけでは「不正使用」かどうかの判断など出来ません。

住民票コード以上に問題な「納税者番号」

水永さんは、以上のように『中間取りまとめ』の問題点をあげたうえで、「税・社会保障共通番号制度」の、主に「納税者番号」制について以下のよう

に批判しました。最初に、「納税者番号」制は、単に税務署に申告する書類に「番号」をつけるだけのものではなく、商取引や諸手続の一切を「番号」で管理することを目指す制度であることを、財務省の資料を使って説明しま

した【下に掲載した資料参照】。

(1)「所得の正確な把握」は困難

そのうえで、「納税者番号」制が「正確な所得把握のための切り札」のようにキャンペーンされていることを批判しました。

①経済のグローバル化のもとで、高額所得者は国境を越えた取引で「納税者番号」制の枠外で所得を得ることが可能であり、このような所得を把握することは困難であること。

②小売業者の相手方である一般消費者が、個々の取引について、番号付きの「資料情報」を税務当局に提出することは望めないから、「納税者番号」制を導入しても小売業者の所得の正確な把握も不可能であること。これを徹底しようとすれば、韓国で行われたように、「納税者番号」を記入した領収書を〇〇の店が出さない」と税務署に通報することが市民に奨励される「密告社会」になりかねないこと。

次に水永さんは、「公平な税負担」

も実現しないと批判しました。

現在、金融資産にもとづく収入に対しては、低率（10%ないし20%）の、しかも分離課税となっていることもあって、申告所得が5千万円から1億円の高額所得者の所得税負担率が26・5%でピークとなり、それ以上の超高額所得者の所得税負担率はわずか10%台に低下しています。このような現状のまま「納税者番号」制を導入すれば、給与所得者だけがより確実に所得を把握され、さらに税金をしばりとられることにしかありません。

さらに、「必要な人に必要な社会保障」を給付するためには「正確な所得の把握が必要」と宣伝されていることについても、水永さんは、地方自治体はすでに住民の所得・資産・病気・障がいをはじめとした情報を保有しており社会保障給付を必要とする人を把握しているから、番号制は必要ないこと、何より、生活保護の受給すら制限されている現状においては、「社会保障の財源を増やさなければ、真に必要な人に必要な社会保障は給付されない」こ

【納税者番号とは】（財務省のHPより）

「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

税務面における「番号制度」とは、納税者に悉皆的^{しつぱい}に番号を付与し、

- (1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」をすること
 - (2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報（法定調書）及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること
- を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。

とも指摘して批判しました。

(2) 住民票コード以上にプライバシーの丸裸化を招くシステム

そのうえで、水永さんは、生活全般の情報に「番号」をマスターキーとして名寄せされ、プライバシーが丸裸にされるのが一番の問題点であると述べました。

①まず、「納税者番号」は社会のあらゆる「取引」で使用されるために、行政だけでなく民間利用が前提であり、かつ、桁数の多くない可視的な番号とならざるを得ないこと。

②「納税者番号」は、住宅の賃貸契約や生活用品の購入をはじめとした経済生活・消費生活の一つ一つの「取引」につけられ、「番号」で管理されるようになること。

③さらには、医療や社会保障の情報も、同じ「番号」がつけられ、管理されるようになること。

④したがって、この「番号」(「税・社会保障共通番号」)をマスターキーにして、生活全般の相当分野の情報、正確に名寄せできるようにな

ること。

水永さんは、住基ネットでは住民票コードの「民間利用」が禁止され、行政分野だけで利用するという制限があったことから、かろうじて守られていたプライバシーが、「納税者番号」制によりこの制限が取り払われてしまうことになる指摘しました。そのうえで、「注意すべきは『番号制』だけでプライバシー侵害が起きるという問題ではない」と問題を提起しました。例えば、ドイツには所有強制の身分証明書番号があるけれども、この番号を行政の各分野で共通して使用することは法律で厳格に制限され、「共通番号」化していないことを紹介しました。ドイツをはじめとして、欧州各国はプライバシー保護法の精神が相当程度浸透しており、それを保障する第三者機関が存在し、労働団体や消費者団体の運動も存在するなど、社会的システムが存在しているが、日本は個人情報保護法制が不十分であり、プライバシー保護のための独立の第三者機関もないな

ど、プライバシー保護のシステムが極めて不十分であること。このような日本に、外国で導入されていることを理由にして「共通番号制」を導入したらとりかえしのつかないプライバシー侵害が起きる、と強調しました。

さらにアメリカなどで大きな社会問題となっている「なりすまし」によって、知らぬ間に債務を負わされたりブラックリストに載せられて融資を受けられないなどの深刻な被害が多発する危険性があること、「本人確認」のための「ICカード」の導入だけで2千億から3千億円の費用(税金が投入される(『中間取りまとめ』の試算)費用対効果なども重大な問題であること)を指摘しました。

最後に、水永さんは、「ベトナム戦争時、アメリカの徴兵逃れの青年は、社会保障番号(SSN)を用いてあぶりだされた」ことを紹介し、「国民管理や徴税の効率化のためのシステムを、『国民の利便性のためのシステム』と言いはることは、どう考えても無理がある」と報告をしめくりました。